

令和7年7月3日
総務部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

新明和工業(株)流体事業部営業本部九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

新明和工業(株)流体事業部営業本部九州支店

(福岡県福岡市博多区豊1-9-43)

(本社:兵庫県宝塚市新明和町1-1)

工事:電気工事—A級、機械器具設置工事—A級、清掃施設工事—A級

2 指名停止期間

7月4日から9月17日まで 2.5か月

3 指名停止理由

新明和工業(株)は、特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」(以下「要綱」という。)別表第2第6項(独占禁止法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)4か月以上(長期)12か月以内の範囲内で措置することとなり、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準」第4条第2項第3号(違反行為が2年以上続いていたとき)の加算条項に該当するため、短期4か月に1か月を加算し、5か月とする。

なお同社は、課徴金減免制度が適用されており、要綱第5条第2項に該当するため、2.5か月とする。

5 令和5年度～令和7年度発注実績

なし

(本件の問い合わせ先)

総務部 契約検査課

担当:松尾

電話:直通72-9240 (内線1361)